平素は障がい福祉行政にご理解をいただきまして、誠にありがとうございます。

サービスの支給にあたり、介助の必要性や障害の程度の把握をする必要があります。<u>当てはまるものに</u>をご記入いただき、申請書とともにご提出ください。

「判断基準(例)」を参照していただき、低年齢により支援が必要な場合も含んで判断してください。放課後等デイサービスを申請した場合、個別サポート加算 I の対象となるかも合わせて確認をさせていただきます。また、計画相談担当者等にご本人の様子を聴取する場合がありますのでご了承ください。加算の対象になるかどうかの判断は、支援に関わる人からの情報と合わせて、総合的に判断いたします。

記入について不明な点や質問したい項目がある場合は、お問い合わせください。 ご協力よろしくお願いいたします。

## 勘案調査・個別サポート加算調査項目 利用児童本人のご様子について(小学生以上)「できる時」と「できない時」がある場合は、「できない時」に基づき判断してください。

児童名 年 (職員記入欄 1)  $\exists$ 項目 当てはまるものにC 判断基準(例) 勘案 ・一部の行為も自分では全て行えないため全面的に支援をしている。・目的や内容を理解していない。 経管栄養等を全面的に支援を受けている。 全介助 ・その他( ・食べ物に特別な配慮がいる。(きざみ食、ミキサー食、軟食、宗教食、経管栄養(胃ろう・経口)、中心静脈栄養、過度な食物ア (1) レルギー、特別なカロリー制限など) 食 ・一度に口に詰め込まないようなどの安全面での配慮や、都度、嚥下や咀嚼の指導が必要。 ・自分で行うが全ては行えないため、部分的に口に入れてあげる介助をしている。 -部介助 | ・食べるのに何でも手づかみ、または道具が特製のものを使用、また道具を使って食べることにサポートがいる。食品の温度や食 事 感、食器へのこだわりなどにより配慮がいる。 ・水が飲めない、食べられるものが極端に少ないなどの著しい偏食がある。 •その他( ) ・何らかの介助がなくても全て自分でできる。 介助は不要 ・一部の行為も自分では全く行えないため全面的に支援をしている。 ・本人が行っても全面的にやり直している、排泄の失敗が多く、その都度対応が必要、便こねの行為がある、排尿する場所では ない所で行為を行う。 全介助 ・目的や内容を理解していない。尿意等を伝えられない。 ・支援者等が間欠導尿、浣腸・摘便を行っている。 (2) ・集尿袋やストマ・おむつ等を使用したり、尿カテーテルを留置していて全面的に支援を受けている。 その他( 排 ・一部の行為を自分でできないため、部分的に介助を受けている。拭き取り行為が不十分なため、支援者等が部分的にやり直し 泄 ている。 ・決まった場所でしか排泄したがらない。トイレの形状によっては排泄が困難。 部介助 ・すべての行為を行えるが、見守りや声掛け等の支援が必要(大人の促しがなければ、自発的にトイレに行くことが難しい。尿意・ 便意はないが、時間を決めるなどしてすべての行為を自分で行っている、など) その他( 介助は不要 ・何らかの介助がなくても全て自分でできる。 一部の行為も自分では全く行えないため、常時全面的に支援をしている。 ・本人が行っても全面的にやり直している。 ・目的や内容を理解していない。 全介助 ・シャワーや浴槽を怖がるなど入浴への恐怖感がある。洗髪、洗身、洗面に強い拒否を示し泣くため対応が必要。 ・医療上の必要により入浴を禁止されており清拭のみ行っている。シャワーベッド等の器具を使用して入浴している。 •その他( 3 入 ・身体や髪を洗い拭く等の行為で、自分でやるところと、介助者が手伝ったり、介助者が一部やりなおすところがある。 ・すべての行為を行えるが、準備や入浴に時間がかかったり、入浴する際に常に動いているなどで、一人では入浴させられず、 浴 見守りや声掛け等の支援が必要。 -部介助 ・感覚過敏や洗身等への拒否、石鹸やシャンプー、タオルなどにこだわりがあり配慮が必要。 ) その他( ・何らかの介助がなくても全て自分でできる。 介助は不要

項目	当て	はまるものにO		判断基準(例)	勘案			
④移 動	・身体に触れる支援が全面的に必要(身体に触れる支援を行ったうえで移動をする、転倒防止等のため移動中は常にだり手を繋ぐ等の常時の付添いをする)。 ・常時バギーや車いす、お散歩カートなどの移動用具が必要。 ・抱っこして移動するが首の座りや体幹が弱く抱っこに配慮が必要、装具などを装着しているため移動する際に配慮が・医療上の必要により自力での移動を禁止されている。 ・道路への飛び出しがあり、信号を理解できない、障害物の回避ができないなどの理由で見守りが必要。 ・その他(							
		一部介助	・自分で移動はできるが、部分的に支援(見守り、声掛けを含む)が必要。 ・階段や未舗装道路(砂利道など)の条件によって介助が必要。 ・感覚過敏などがあり靴や靴下に配慮がいる、道順や手段にこだわりがある。 ・歩行速度が他児と異なるため、個別の対応が必要。 ・公共交通機関ではパニックになり利用できない。 ・移動が安定せず途中で立ち止まったり座り込んだり寝転んだりするため対応が必要。 ・その他(					
			<ul><li>何らかの介助がなくても全て</li></ul>	1				
項目		当	てはまるものに〇	判断基準(例)				
コミュニケー ション		常に支援が必要		・コミュニケーションツールなどを用いても意思の伝達が出来ない。意思の伝達ができているかどうかの判断ができない。 ・会話のやり取りがなく一方的に話しかけたりTVの台詞などを独り言のように話すが自分の意思の伝達ではない。 ・オウム返しで返答するが理解できていない。 ・他者の手を引いたり物の前に行くなど行動のみで意思を伝える。 ・日常生活上パターン化された内容のみ自分の意思を伝える。 ・その他(				
		支援が必要な場合がある		・コミュニケーションツール(絵カード・IST・PECS等)を利用すればコミュニケーションができる、手話・点字等を用いる。 ・外国語でのコミュニケーションのため翻訳アプリや配慮が必要。 ・特定の人(保護者など)としかコミュニケーションがとれない、慣れない場所や人前では表情が硬く話すことが難しい、吃音がある、など。 ・その他(				
		支援不要						
説明の理解		常に支援が必要		・簡単な口頭での説明をしてもうなづきや返事ができない、理解できているか判断できない。 ・日常生活の中でパターン化された特定の行為(座る、食べるなど)のみ理解できる。 ・その他(				
		支援が必要な場合がある		・説明にうなづいたり返事をしてもその後の行動が伴わない。 ・同時に2つ以上のことを支持されると行動が困難。 ・コミュニケーションツール(絵カード・IST・PECS等)を利用すれば自分の意思を伝達できる、ジェスチャーで補足すると理解が促進される。 ・その他(				
			支援不要					
大声・奇声			常に支援が必要 は習慣化している、週に1回以上)	<ul><li>・周囲が驚いたり他者が迷惑になるような声をだす、物などを使って周囲に不快な音を立てる。</li><li>・時間帯と場所を選ばず大声や奇声を出す。</li></ul>				
		支援が必要な場合がある (時々あるいは部分的に支援、月1回以上)		・その他( )				
	H		支援不要 常に支援が必要					
異食行動	H		#ICスほん むり と口に含み、飲み込んでしまう) 爰が必要な場合がある	・食品ではないものや腐った食べ物などの食べられないものを口に入れる、飲み込む。 ・口で感触遊びをする、口で確かめる。 思念しるされ、のな異なないないの質問意ないとなり。				
		(飲み込み	はしないが口に含むことがある) 支援不要	<ul><li>・異食しそうなものを置かないなどの配慮がいるなど。</li><li>・その他( )</li></ul>				
多動 ・行動 停止			常に支援が必要 は習慣化している、週に1回以上)	【多動】・周囲と協調できず絶えず動いたり喋っている。ゆっくりした行動が難しい。 ・バランス感覚がアンバランスのため転倒や怪我をしやすい、など。				
			爰が必要な場合がある いは部分的に支援、月1回以上) 支援不要	【行動停止】・本人の意思とは関係なく次の行動に移ることが難しい。 ・その他( )				
不		(温帯ル士#	常に支援が必要	マウムではと 日本 ) 入事とよいでも落せんはいのいましてことでいました。				
安定な行		支持	は習慣化している、週に1回以上) 爰が必要な場合がある いは部分的に支援、月1回以上)	・予定や手続き、日頃から慣れている支援者や状況が変わることを受け入れられず、パニック、突然泣き出す、次の行動ができなくなる、不安になり落ち着きがなくなる、行動が停止するなど。 ・その他( )				
行 動			支援不要					

末や壁に打ち付ける、傷口を触ったりして治らない。 とする。 ) ) が、押す、物を壊したり投げる。 いじめる行為。	常に支援が必要(常時見守りや個別対応などの配慮が必要)	
) が、押す、物を壊したり投げる。 いじめる行為。		
いじめる行為。	支援が必要な場合がある (該当行為がある) 支援不要	
いじめる行為。		
	常に支援が必要 (常時見守りや個別対応などの配慮が必要) 支援が必要な場合がある (該当行為がある) 支援不要	
<ul><li>・他人への過剰な注意や干渉でトラブルを起こすなど。</li><li>・その他( )</li></ul>		
<ul> <li>・不適切な場所で放尿・放便する、自慰行為がある。</li> <li>・意思が伝えられないために人を叩いたり物を投げるなどの行為で表現する、感情のコントロールに困難がありささいな出来事で癇癪を起したり周囲の人とトラブルになる。</li> <li>・断りもなく人の物をもってきてしまう、盗む、嘘をつく。</li> <li>・意図的に保護者や職員などに従わず反抗するまたは過度な要求をするなど。</li> <li>・その他(</li> </ul>	支援が必要な場合がある (時々あるいは部分的に支援、月1回以上)	
)	支援不要	
。 人から勝手に離れてしまい迷子や行方不明になる(常に見守りや )、気になることがある場合に手を繋いでいても振り切り気になる	常に支援が必要 (通常化または習慣化している、週に1回以上) 支援が必要な場合がある (時々あるいは部分的に支援、月1回以上)	
方へ行ってしまう。 ・危険の認識が弱く道路などへの飛び出し・身体能力を超えたの高さからの飛び降りる、熱いものなど危険なものに手を出してしまうなど。 ・その他(		
)	支援不要	
常な量を食べる、際限なく水を飲む。 なくなる )物だけなど)があり食事面で配慮をしている。	常に支援が必要 (通常化または習慣化している、週に1回以上) 支援が必要な場合がある (時々あるいは部分的に支援、月1回以上)	
(み込まず貯める、嘔吐を繰り返す)。		
,	支援不要	
ている、発熱時に抗けいれん座薬などで対応している、てんかん いる。 )	常に支援が必要 (通常化または習慣化している、週に1回以上)	
見察を行っている。	支援が必要な場合がある (時々あるいは部分的に支援、月1回以上)	
	支援不要	
動に該当でも差支えない。 系絡なく急に笑ったり泣いたりする。 と感じない。	常に支援が必要 (通常化または習慣化している、週に1回以上) 支援が必要な場合がある (時々あるいは部分的に支援、月1回以上) 支援不要	
や治療、入眠できない、睡眠のリズムが崩れやすい、まとまったがある。 などの薬を服薬している、など。 5揚、社交性の増大、多動・多弁、過度な興奮状態、怒りやすい		
)		
を反復したり、儀式的な行為にとらわれるなどにより、動作に時 とす。 繰り返す、機械類やくるくる回るものやキラキラするものに集中し にばない。 寄って行ってしまう。	常に支援が必要 (通常化または習慣化している、週に1回以上)	
・ティンを行わないと次の行動にうつれない。 などが変わると混乱し元に戻すよう求める、戸の開閉を過度に気 ペニックを起こす、決まった道以外を通るとパニックになる。 動かしている。 ・ンプを繰り返すなどがあり時と場所に応じて配慮が必要など。	支援が必要な場合がある (時々あるいは部分的に支援、月1回以上)	
,	支援不要	
動に該当でも差支えない。  「孫絡なく急に笑ったり泣いたりする。 」で感じない。 や治療、入眠できない、睡眠のリズムが崩れやすい、まとまっがある。 などの薬を服薬している、など。 「揚、社交性の増大、多動・多弁、過度な興奮状態、怒りやす  」  「を反復したり、儀式的な行為にとらわれるなどにより、動作にさす。 繰り返す、機械類やくるくる回るものやキラキラするものに集中にはない。 書って行ってしまう。 ・ティンを行わないと次の行動にうつれない。 などが変わると混乱し元に戻すよう求める、戸の開閉を過度にペニックを起こす、決まった道以外を通るとパニックになる。  動かしている。	(時々あるいは部分的に支援、月1回以上) 支援不要 常に支援が必要 (通常化または習慣化している、週に1回以上) 支援が必要な場合がある (時々あるいは部分的に支援、月1回以上) 支援不要 常に支援が必要 (通常化または習慣化している、週に1回以上)	

項目		当てはまるものにO	判断基準(例)				
対人面の不安緊張、感覚過敏集団への不適応・		常に支援が必要 (通常化または習慣化している、週に1回以上)	<ul> <li>・一定期間、学校・事業所などへ行けなかったり入れなかったり家に引きこもっている。新しい場所など慣れない場所に行くと動けなくなり会話ができない。</li> <li>・不安緊張が高まるとその場にいられなくなる、または動けなくなる。</li> <li>・全くもしくは短時間しか集団に参加できず個別に対応が必要。</li> <li>・アイコンタクトが乏しく配慮が必要。</li> </ul>				
		支援が必要な場合がある (時々あるいは部分的に支援、月1回以上)	<ul> <li>・ファンタジーの世界に入ってしまい、やり取りが成立しない。</li> <li>・緘黙がある。</li> <li>・チック・爪かみ・指しゃぶりなど。</li> <li>・感覚過敏のため日常生活への適応に困難があるため配慮が必要(温度、食感、音、つま先立ちで歩く、光や色、皮膚感覚が過敏など)がある。</li> <li>・その他(</li> </ul>				
•		支援不要					
読み書き		常に支援が必要	<ul> <li>・文字では理解できずコミュニケーションツールを使用することで理解できる。</li> <li>・絵本や本に興味を示さない。</li> <li>・学習障害の診断がある。</li> <li>・外国語でのコミュニケーションが必要なため翻訳を行っている。</li> <li>・その他(</li> </ul>				
		支援が必要な場合がある	<ul><li>・一部は理解できるが見守りや口頭での補足の説明が必要。</li><li>・書くことはできないがパソコン等の代用手段を使用すればできる。</li><li>・その他( )</li></ul>				
		支援不要					
暗がし	管がい掠补弾に相談したいことがありますか? □はい □いいえ						

障がい福祉課に相談したいことがありますか? □はい □いいえ

ご記入いただいた内容について確認のお電話等させていただくことがあります。お電話していい時間帯を記載してください。

)